

研究ノート

名古屋の飛脚問屋における災害情報の発信・伝達 ～小嶋権兵衛・貝谷権左衛門を事例に～

岡崎 佑也

はじめに

本稿は名古屋の飛脚問屋である小嶋権兵衛と、貝谷権左衛門が顧客に向けて発信・伝達した災害情報について考察するものである。従来、飛脚による災害情報の発信・伝達に関わる研究は、江戸に本店を置き、主に江戸・上方間で荷物、書翰などの輸送をおこなう定飛脚問屋を事例に取り上げられることが多かった。その研究の端緒として今田洋三氏の論稿が挙げられる。同氏は徳川幕府から営業の公許を得た定飛脚問屋が諸国の変事を把握した場合、江戸町奉行と月行事へ届け出るよう定められていたことや、得意先に江戸の大火、宝永4年（1707）の富士山噴火の一報を伝えたことを論じ、飛脚を災害情報の伝播の一手段として位置付けた⁽¹⁾。

その後、北原糸子氏が安政2年（1855）の安政江戸地震を事例に、同地震の発生および被害に関する情報が大名飛脚や定飛脚によって広範囲に伝播した過程を明らかにした。加えて、北原氏は定飛脚問屋の場合、キャッチした災害情報を幕府へ報告する義務を負わされていた一方、出入の大名屋敷や商家へのリークも指摘した⁽²⁾。近年では、享和3年（1803）に幕府道中奉行の許可のもと、定飛脚問屋によって規定された「仲間之法」に基づいて、災害情報を得意先に触れ出すことが定められていたことを明らかにしている⁽³⁾。これに加えて、巻島隆氏は嘉永7年（1854）11月4日に発生した安政東南海地震を事例に、同地震の被害情報が定飛脚問屋の嶋屋佐右衛門によって江戸、上野国、出羽国に伝達したことを紹介し、情報が伝わった時期の違いで情報量の内容が異なることを指摘した⁽⁴⁾。

一方、名古屋の飛脚問屋を事例にした研究として、巻島隆氏による井野口屋半左衛門の分析が挙げられる⁽⁵⁾。井野口屋は名古屋―京都―大坂―奈良を主な輸送エリアとし、尾張藩の御用を務め、同藩の庇護のもと、独占的に武家・町人荷物の輸送を請け負った飛脚問屋である。

巻島氏は井野口屋による災害情報の発信・伝達についても検討しており、同店の輸送エリアである京都・大坂・名古屋などの大火を尾張藩へ届け出ている点を明らかにしている。この他、同店は顧客に文政2年（1819）6月12日の文政近江地震における名古屋の被害も報告している。巻島氏によれば、井野口屋が伝える災害情報は、同店の輸送エリアにあたる地域の被災状況が主であり、文政近江地震の災害情報は名古屋・京都の情報のみで、伊勢・大和両国については

- 1 今田洋三「江戸の災害情報」（西山松之助編『江戸町人の研究 第五巻』吉川弘文館、1978年に収録）187～193頁。
- 2 北原糸子「安政江戸地震情報の伝播過程」（『都市災害の情報問題』東京大学新聞研究所、1987年に所収、のちに同『近世災害情報論』塙書房、2003年に収録）。
- 3 巻島隆a『江戸の飛脚 人と馬による情報通信史』（教育評論社、2015年）281～282頁。
- 4 巻島氏a前掲書291～293頁。
- 5 巻島隆b「名古屋の飛脚問屋 井野口屋半左衛門―尾張徳川家御用と非御用との競合―」（『郵政博物館研究紀要』第10号、2018年）

記されていないと述べている⁽⁶⁾。

このように従来の飛脚による災害情報の発信・伝達は、定飛脚問屋の事例が主であり、名古屋の飛脚問屋の事例は井野口屋半左衛門のみに留まっている。そこで本稿では、名古屋の一飛脚問屋の小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の事例を取り上げることで、両店における災害情報の発信・伝達について明らかにしたい。

1 小嶋権兵衛と貝谷権左衛門について

本論に入る前に、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門がいかなる飛脚問屋であったのかを、断片的にはなるが、複数の史料を活用しつつ、明らかにしたい。

尾張国の定宿講であった真菅組が作成した「尾州真菅組定宿之記」のうち、名古屋を拠点とする飛脚問屋の書上によれば、次のことが記載されている。

【史料1】⁽⁷⁾

江戸	熱田宿々出店名古屋伝馬町
京都	同 小嶋権兵衛
大坂	貝谷権左衛門

上記の史料から、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の両店は、東海道の宮宿（熱田宿）に本店を置き、名古屋城下の伝馬町（現・愛知県名古屋市中区）に出店を構えつつ、江戸—京都—大坂を輸送エリアとしていたことがわかる。後に取り上げるが、貝谷権左衛門が後述する徳川幕府の交代寄合であった西高木家に宛てて提出した請書によると、「名古屋伝馬町四丁目出張所おみて御取扱申上」⁽⁸⁾と記載されている。このことから、貝谷が名古屋伝馬町に構えた出店は、書状・荷物の集荷および集配のための出張所であったことがうかがえる。小嶋権兵衛による出店も貝谷と同様の目的で置かれていたのであろう。

一方、天保10年（1839）に江戸の定飛脚問屋仲間、大坂の三度飛脚問屋仲間、京都の順番飛脚仲間などが東海道各宿に配置された飛脚取次所との間で取り結んだ約定書「東海道取次所示談書連印帳」によると、次のような記載がみられる。

【史料2】⁽⁹⁾

	小嶋権兵衛
今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上	
⑩	
	貝谷権左衛門
今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上	
⑩	

小嶋と貝谷の両店ともに、東海道宮宿（熱田宿）の飛脚取次所であったことがわかる。飛脚取次所とは、定飛脚問屋に代行して集荷や取次、配達業務をおこなった業者である。主に東海道や中山道などの街道に配置され、普段は本陣役や旅籠などを営みつつ、宿場周辺の地域への

6 巻島氏b前掲論文85～86頁。

7 「尾州真菅組定宿之記」（西尾市岩瀬文庫所蔵）。

8 「乍恐御請旁奉差上候一札（飛脚御用達につき請書）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

9 「東海道取次所示談書連印帳」（郵政博物館所蔵）

配達、集荷事務を担った。江戸の定飛脚問屋である京屋弥兵衛が作成した「京屋大細見⁽¹⁰⁾」には、東海道京宿における同店の飛脚取次所として、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の名前が挙げられている。すなわち【史料2】も含めて考えるに、小嶋・貝谷の両店は飛脚問屋として、独自に江戸—京都—大坂への輸送事業をおこないつつ、定飛脚問屋、三度飛脚問屋、順番飛脚問屋の飛脚取次所を兼ねていたのである。

(1) 小嶋権兵衛

次に小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の各問屋の概況をみていきたい。

【史料3】⁽¹¹⁾

覚

一、御用状壱封

江戸御屋敷

御役人御衆中様分

右之通至宿仕候ニ付、直様為持奉差上候参着之砌、御使御落手遊可被下候、且宮宿分^(ママ)之飛脚賃錢毎度之通御払被遊可被下候、以上

西四月三日

御用達

小嶋権兵衛印

高木修理様

御役所

(下線部は筆者による、以下同じ)

この史料は、小嶋権兵衛が美濃国多良郷（現・岐阜県大垣市）に知行地を所有し、同地に陣屋を置いた徳川幕府交代寄合の西高木家⁽¹²⁾に宛てた覚書である。内容としては西高木家の江戸屋敷の役人衆から送られた、国元への御用状の配達を、小嶋が請け負ったことを示している。ここで注目すべきなのは「御用達 小嶋権兵衛」と記載されている点である。つまり、小嶋権兵衛は交代寄合西高木家の御用達を務めていたことがわかる。西高木家文書のなかには、小嶋が同家から御用状や金子の配達を請け負ったことを示す覚書が多く残されている⁽¹³⁾。

この他に小嶋権兵衛は高木家のみならず、美濃国を領地も持つ他の領主層を顧客としていた。例えば、小嶋は備中国岡田藩の大坂堂島新地蔵屋敷詰であった佐野敬蔵より、同藩飛地領であった美濃国沓井郷（現・岐阜県揖斐郡池田町）で下代官を務めていた野原藤右衛門と、同藩江戸詰の福嶋勘治へ蘆包1箇を配達するようお願い出ている⁽¹⁴⁾。

また、尾張藩とのつながりを示す史料も存在する

【史料4】⁽¹⁵⁾

覚

10 「京屋大細見」（郵政博物館所蔵）。

11 「覚（飛脚請書）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

12 西高木家含む高木家三家の概要については、伊藤孝幸『交代寄合高木家の研究—近世領主権力と支配の特質—』（清文堂出版、2004年）を参照。

13 「覚（御用状預かり覚）」、「覚（銀子入り書状預り覚）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）など。

14 「（福嶋勘治より野原藤右衛門へ蘆包壱箇相仕仕向申候ニ付）覚」（阿子田昭家文書、岐阜県歴史資料館所蔵）。

15 「覚」（関西大学図書館所蔵尾張藩町奉行関係文書、愛知県公文書館所蔵CH版を使用）。

一、金五拾両也
外ニ御渡状壱通
御送書壱通
京都錦小路
御役所
三度早便

右之通御書印之俣慥ニ奉受取候、無相違御届ケ可申上候、万一於道中ニ故障之儀御座候
ハヽ、急度相弁御上納可仕候、為後日仍而如件

弘化三年
午何月幾日

三度飛脚会所
小嶋屋権兵衛
証人
井筒屋善左衛門

御勘定所
御用

この史料は関西大学図書館に所蔵されている尾張藩町奉行所関係文書に含まれている書状のひとつである。小嶋権兵衛が尾張藩御勝手方勘定所に宛てて、京都錦小路にあった同藩藩邸へ無事50両を送付することを誓約した請書である。日付は「弘化三年 午何月幾日」とあることから、この請書は雛形であったことが想定される。

このほか、小嶋権兵衛は尾張家年寄の石河家も顧客であったこと⁽¹⁶⁾や、後述の通り同藩家臣のもとにも災害情報を伝達している。このことから、小嶋にとって尾張藩も主要な顧客であったことがうかがえる。

一方、【史料4】をみると、「三度飛脚会所 小嶋屋権兵衛」と記載されている。小嶋は名古屋を拠点に、大坂の三度飛脚問屋が運ぶ荷物などを受け取る「会所」を設置していたか、飛脚の一般名称として小嶋側が「三度飛脚」を名乗っていた可能性が高い。いずれにせよ、小嶋は三度飛脚問屋と相仕（業務提携）関係であったと考えられる。

小嶋権兵衛が、江戸の定飛脚問屋とも相仕であったことが判明する史料がある。

【史料5】⁽¹⁷⁾

(端裏書)

「文政五壬午年名古屋三度飛脚小嶋権兵衛之書付也」

覚

一、飛脚出立定日
一、名古屋江戸表へ並便十日限位、毎月三、七、十、壱ケ月ニ九度ツ、
一、江戸表名古屋へ並便八日、九日着、毎月二、六、九、壱ケ月ニ九度ツ、
一、名古屋江戸表へ早便六日限、毎月三、四、六、七、九、十、壱ケ月ニ十八度ツ、
一、江戸早便出日
毎月一、二、四、六、八、九、壱ケ月ニ十八度ツ、
右之通御座候、以上

16 「覚（仕立御用書付壱通差上ニ付）」（石河家文書、徳川林政史研究所所蔵）。

17 「覚（名古屋三度飛脚予定書付）」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

尾州名古屋伝馬町四丁目

小嶋権兵衛

午

九月十日

江戸飛脚問屋

日本橋瀬戸物町

嶋屋佐右衛門方

室町壱丁目

京屋弥兵衛方

上記の史料は交代寄合西高木家の史料群に含まれている、小嶋権兵衛が取り決めた定日（發送日）の一覧である。作成されたのは文政5年（1822）9月10日頃であることがわかる。この史料によれば、名古屋から江戸間のうち、通常便である並便は「十日限」と10日間で江戸へ輸送することが取り決められており、毎月3・7・10のつく日に發送した。また同じく並便のうち8、9日間で江戸へ輸送する場合は、毎月2・6・9のつく日に江戸へ出立した。短い日数で運送する早便は毎月3・4・6・7・9・10のつく日に發送し、6日間で届けた。逆に江戸から名古屋へ早便で送る場合は、毎月1・2・4・6・8・9がつく日を定日としていた。

この史料の宛名は、江戸の定飛脚問屋でも大手であった嶋屋佐右衛門と京屋弥兵衛となっている。小嶋権兵衛が京屋の飛脚取次所であることは先述した。このことを踏まえると、小嶋は嶋屋と京屋と相仕関係であったと考えられる。すなわち、小嶋権兵衛は大坂の三度飛脚問屋と江戸の定飛脚問屋と相仕関係を結び、これら問屋の飛脚取次所を兼ねつつ、独立した飛脚問屋として交代寄合西高木家や尾張藩の御用を務めていたのである。

(2) 貝谷権左衛門

貝谷権左衛門が、小嶋権兵衛と同様に交代寄合西高木家の御用達であったことが次の史料から判明する

【史料6】⁽¹⁸⁾

乍恐御請旁奉差上候一札

私儀従来御出入仕度心願ニ御座候処、先般駿府表急御用状御達方蒙 仰候処、無遅滞相達候模通相成候趣被 仰渡難有仕合奉存候、右続を以永々御用達被為仰付被成下置候様今般奉願上、尤御^(大カ)太切 御用取扱仕候義ニ付、御絵府并御目印御桃燈御渡被下置候ハ、別而難有奉存、是又奉願上候処早速願之通御聞済被為 仰付、右御絵府并御目印御桃燈迄も御渡被下置候趣、重々難有仕合、冥加至極永々私家之面目と申身ニ余り大悦奉存候、就而ハ急御用、御国許より御差立被遊候節ハ何時ニ而も無指支、名古屋四丁目出張所ニおゐて御取扱申上、御日限通無相違相勤可申候、若御旅宿等御差支之節ハ御差宿仕并飛脚賃銀之義も別紙書上奉差上候通御勤可申候、右御請奉申上度、奉差上一札仍如件

尾州宮

弘化四年未七月

御用達飛脚所

貝谷権左衛門㊤

18 前掲註（8）と同じ。

多良

西御陣屋様

上記は貝谷が西高木家へ従来通りに御用達の任命を願い出た書状である。貝谷と西高木家との関係は、同家が駿府での御用（駿府加番など）を任命され、同地に御用状を配送したことに端を発している。それ以来、貝谷は同家の御用達を命じられたという。一方、西高木家に対しては同家御用達を示すための絵符や目印となる提灯の下賜を願い出ている。このうち絵符は道中を行く宰領飛脚が馬荷に取り付けるために使用したものと考えられる。また、貝谷は書状のなかで配達時には、限られた日数で輸送することなどを誓約している。

このほかに貝谷権左衛門は、美濃国に領地をもつ旗本三淵家の御用達も務めていた⁽¹⁹⁾ほか、美濃郡代や勘定奉行を歴任し、美濃国大野郡三輪村に陣屋（清水陣屋）を置いた旗本岡田氏も顧客とし、同家江戸屋敷への御用状の配送を請け負っていた⁽²⁰⁾。

他方、貝谷も定飛脚問屋と相仕関係であったことを示す史料を、次に示したい。

【史料7】⁽²¹⁾

覚

御状壱通

本多筑前守様御内

小寺儀兵衛様

右之通封印儘ニ請取無相違相届可申候、以上

未

十月十日

定飛脚会所

貝谷権左衛門印

三輪孫六郎様

西高木家の家臣で同家御用所に勤める三輪孫六郎が、貝谷権左衛門に依頼し、旗本寄合席本多家家来の小寺儀兵衛宛に御状一通を送付する際、貝谷が作成した請書には「定飛脚会所 貝谷権左衛門」と記載されている。貝谷は小嶋権兵衛と同様に定飛脚問屋がらの荷物を受け取るための会所を設置していたものと思われる。貝谷も定飛脚問屋などの飛脚取扱所であったことを考えると、同問屋と相仕関係であったことが考えられる。

続いて、貝谷権左衛門が御用物を配達する際に設定した賃金についてみていきたい。西高木家の史料群に含まれている「御用物賃金書上」⁽²²⁾によると、早便で江戸表へ御状1封を配達する場合は銀2匁、同じく早便による江戸表への100両の配送は銀40匁、並便で江戸へ荷物を輸送する場合は、重さ1貫目までは賃銀は銀7匁などと定められている。「三日限」と3日間の日限で御状を輸送する場合は3両、「四日限」は2両2分と取り決められている。

以上のごとく、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門は、江戸の定飛脚問屋と相仕関係を結びつつ、名古屋を拠点に、主に尾張国および美濃国に知行地を領有する大名家や旗本家を顧客に持ち、独自に飛脚業を展開していたのである。

19 「乍恐奉願上候御事」（三淵氏用人鈴木家文書、岐阜県歴史資料館所蔵）。

20 「（従江戸御屋鋪御封状ニ付）」（上田功家文書、岐阜県歴史資料館所蔵）

21 「覚」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

22 「御用物賃金書上」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

② 災害情報の発信

小嶋権兵衛と貝谷権左衛門の場合、江戸の定飛脚問屋と同様に、顧客に向けて災害情報を発信していた。

【史料8】⁽²³⁾

覚

一、当月六日午刻(所カ)同夜亥刻迄大風ニ而江戸永代橋御蔵辺(所カ)深川洲崎・本庄迄不残津浪ニ而大高水仕、永々流、怪我人多、死人七拾人余、夫々新地・石場・佃嶋、夫々芝辺高縄・品川・鮫洲・大森辺迄永々流、橋々流落、通路亡御座候、北者千住大橋・戸田村・八王子迄一向通路亡御座候

一、堀井・ねこさね・舟橋・けみ川・はら木・上総浦迄津浪ニ而永々流失仕、死人多御座候

一、木曾路熊谷・本庄・鴻巣・板鼻近辺高水ニ而、所々水強御座候

一、京・大坂当廿日大風雨ニ而永々吹潰、大木吹折申候、其外道中筋不残大風雨ニ而永々吹潰レ、人馬多ク損し申候

右之通為御知奉申上候、以上

八月廿二日認

貝谷権左衛門

立木弥蔵七様

名和定之丞様

この史料は、貝谷権左衛門が美濃国大野郡三輪村（現・岐阜県揖斐郡揖斐川町）に陣屋（清水陣屋）を置いていた旗本岡田氏の家臣立木弥蔵七、名和定之丞に宛てて、江戸、上総国、熊谷や本庄、鴻巣など武蔵国北部の中山道筋、京・大坂の各地域の台風被害を伝えた書状である。書状の端裏書には「寛政三年八月廿二日夕認、同廿八日夕着」とあることから、本文で記されている災害は寛政3年（1791）の夏に江戸で甚大な被害を与えた台風であったことが判明する⁽²⁴⁾。江戸においては同年8月3日から9月24日にかけて、断続的に台風を起因とした暴風雨が降り続いた。なかでも9月4日の暴風雨では江戸の深川・築地・芝浦方面が高潮被害に襲われ、甚大な被害を受けた。

史料をみると、8月6日の午刻（午前11時から午後1時頃）から、亥刻（午後9時から午後11時頃）にかけて大風により、江戸の永代橋際に位置する御蔵（御海手屋敷の御船蔵のことカ）から、深川洲崎、本所辺まで浸水被害を受けた。人的被害も生じた模様で、死者数は70人余に及んだという。また深川の花街である新地や石橋、江戸の西側にあたる芝・高輪・品川、江戸の外れで東海道筋にあたる鮫洲・大森まで浸水したことがわかる。江戸周辺のみならず、高潮被害は上総国の猫実・船橋・検見川・原木でも発生し、武蔵国北部の熊谷や本庄、鴻巣、板鼻では荒川・利根川筋の水位が著しく上昇した模様で、出水する被害が出た。

他方、小嶋権兵衛も貝谷権左衛門と同様に、顧客に向けて災害情報を発信している。安政2年（1855）10月2日に発生したマグニチュード7程度の大地震で、江戸において町人と武家と合わせて7095人もの犠牲者が出た⁽²⁵⁾とされる安政江戸地震の際、小嶋は同地震における江戸

23 「(当月六日江戸大風及び京大坂当廿日大風雨ニ付為御知奉申上候)」(上田功家文書、岐阜県歴史資料館所蔵)。

24 寛政期の水害に関しては、渡辺浩一『江戸水没 寛政改革の水害対策』（平凡社、2019年）に詳しい。

25 北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館、2012年）322頁。

の被害状況を一枚摺にして顧客に配布している。

【史料9】⁽²⁶⁾

江戸大地震出火

当二日夜亥上刻まれ成大地震ニ而、江戸中土蔵者みなつぶれ、土加わら皆落、建家類ハ過半つぶれ、死人・怪我人多、其中所方々も多し、新吉原不残、浅草田町・あみ笠ちや屋・しはい町・やまの宿・しやう天町・花江戸・馬道町迄焼、浅くさかんをん門せき無別条、駒形堂辺分出火、すわ町・黒船町・かやてら迄焼、同所川岸通不残焼、西者新堀迄上の広小路、三枚橋南詰東側分出火、大門町・上の町・同朋町さかな店・まりし天横町・長者町一、二丁目新屋敷迄焼、下谷池之端か、^(ママ)や町川岸辺不残焼、南伝馬町二丁目分出火、京橋迄やけ、東ハ本材木町迄西ハ河岸通迄、御丸之内ひめ路様・をし様・森かわ様・あい津様、^(ママ)外桜だ伊藤様・郡山様・南ふ様・さつましやうろく屋敷・有馬備二守・丹羽若さ守様・大鍋嶋様、夫分岡崎さま・高つき・遠とう・周州さま、夫分八代須かし・ひけし屋敷やけ、深かわ森下町・六軒堀元町・ときわ町・永代橋東詰中町一の鳥い・小かわ町、本所たてかわ町通相をい丁一、二・みとり丁一、二丁目、北新かわ二橋分大かわ端迄焼、右の外やけ場所数不知、前代未聞の事ニ御座候 卯十月八日 小嶋権兵衛

地震発生から6日後にあたる10月8日付で小嶋権兵衛が板行した一枚摺をみると、主として浅草・上野・下谷、日本橋周辺、京橋付近、江戸城丸の内に位置する大名屋敷、深川、本所の各地域の大火被害を伝えている。

江戸神田雉子町の町名主斎藤月岑が震災被害をまとめた「安政乙卯武江地動之記」によれば、「聖天町少々同横町・山之宿町、山之宿者西之裏手少焼る、(中略)南北馬道町・花江戸町両側はかり焼る⁽²⁷⁾」と浅草の聖天町・山之宿町・馬道町・花江戸町では焼失被害があったことが記載されている。また、神田の御成道に古本屋を構え、江戸市中の事件や噂話、落書を「藤岡屋日記」という形でまとめた須藤(藤岡屋)由蔵は、同日記に「上野広小路六阿弥陀常楽院南の方分焼出、摩利支天横町・上野町壺町目、二丁目焼、同所東方下谷同朋町三町、同所続ニ而上野拝領屋敷二丁同御家来屋敷下谷車坂町替地大門町(中略)同所続き御徒士町通り三丁之間西側焼る⁽²⁸⁾」と上野広小路にある摩利支天徳大寺のある横町や下谷同朋町、上野大門町では火災の被害があったという。一方、相沢宅右衛門なる人物が被災状況をまとめた「江戸大地震取調」によると、「酒井雅楽頭様御上屋敷不残焼失、森川出羽守様御屋敷不残⁽²⁹⁾」と江戸城丸の内とその付近に位置した姫路藩上屋敷や下総生実藩の屋敷が焼失したという。このほか同史料には「松平下総守様不残焼失、松平肥後守様御中屋敷分出火、上御屋敷共不残焼失⁽³⁰⁾」と忍藩の藩邸と会津藩の上・下屋敷も焼失したとある。これに対して、小嶋が作成した一枚摺には、「やまの宿・しやう天町・花江戸・馬道町迄焼」と山之宿町や花江戸町、馬道町の大火被害や、「大門町・上の町・同朋町さかな店・まりし天横町・長者町一、二丁目新屋敷迄焼」との上野の大火、「御丸之内ひめ路様・をし様・森かわ様・あい津様」と江戸城丸の内とその付近にあった姫路藩上屋敷や生実藩、忍藩、会津藩の各江戸藩邸などの焼失について記されている。以上を踏まえると、他の史料と比較して、小嶋権兵衛が作成した一枚摺は比較的確な情報を伝え

26 「江戸大地震出火」(牧田村吉田家文書、名古屋大学附属図書館所蔵)。

27 「安政乙卯武江地動之記」(東京都中央図書館特別文庫室所蔵)。

28 「藤岡屋日記 四十八」(東京都公文書館所蔵)。

29 「江戸大地震取調」(東京都中央図書館特別文庫室所蔵)。

30 前掲註(29)と同じ。

ていたことがわかる。

なお、【史料9】は美濃国石津郡牧田村（現・岐阜県大垣市）の名主を務めた吉田家文書のなかに含まれていたものである。これと同じ一枚摺は尾張藩年寄大道寺家人の水野正信による風説留「青窓紀聞 六十八⁽³¹⁾」、同藩祐筆安井重遠が安政江戸地震の被害情報をまとめた風説留「東都地震録 乾⁽³²⁾」にも収録されている。このことから、小嶋による一枚摺は、主に尾張・美濃両国に居住する顧客に向けて配布されたことがわかる。

その一方、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門が連名となって、尾張藩家臣に災害情報を発信している場合がある。

【史料10】⁽³³⁾

三度飛脚達書

八月廿五日亥刻辰巳風烈敷、大風雨ニ而所々家々吹倒れ、火之見不残吹落し、折節新吉原出火、又一口ハ芝増上寺大門方門前一丁目出火、神明町迄焼失、大小名様方御長屋吹倒、芝・築地・鉄砲洲・八丁堀・深川辺、都而海辺大汐上り、床上迄揚り、築地御門跡御本堂大潰、其外大破損、永代橋崩ル、市中其外大破損、怪我も多分有之由、誠ニ前代未聞之大変也

右之通江戸表同職之者々為知候ニ付注進申上候

九月四日

三度飛脚会所

小嶋権兵衛

貝谷権左衛門

水野正信の風説留「青窓紀聞 七十六」には、安政3年（1856）年8月25日夜に関東・東北一帯を襲った台風のうち、小嶋・貝谷連名による江戸の被害報告が書き留められている。その内容として新吉原や芝増上寺付近から出火したことや、大名家と旗本家の各屋敷内に建てられた長屋の倒壊被害、芝、築地、鉄砲洲、八丁堀、深川付近における高潮被害と床上浸水、築地本願寺の倒壊、永代橋の崩落を伝えている。

先に紹介した斎藤月岑が天正18年（1590）から明治6年（1873）までに発生した事件や災害をまとめた記録「武江年表」によると、「（前略）深川・洲崎・芝・高輪・品川等の海岸ハ殊に風浪烈しく人家も溺らし」、「永代橋大船流当りて半ば崩れたり」、「芝片門前一丁目流家より出火して雨中より焼広がり⁽³⁴⁾」とあり、小嶋・貝谷が伝えた情報は比較的正確なものであったことがわかる。

【史料10】で注目できるのは、小嶋・貝谷側は「江戸表同職之者々為知申越候ニ付御達申上候」と江戸の飛脚から江戸の被害状況を入手していた点である。おそらく小嶋や貝谷は他の飛脚問屋から被災情報を収集していたのだろう。

3 安政東南海地震にみる被害情報伝達の特徴

次に嘉永7年（1854）11月4日に発生した安政東南海地震を事例に、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門が顧客へ伝達した被害情報の特徴をみていきたい。安政東南海地震は嘉永7年（1854）11

31 「青窓紀聞 六十八」（名古屋市蓬左文庫所蔵）。

32 「東都地震録 乾」（名古屋市蓬左文庫所蔵）。

33 「青窓紀聞 七十六」（名古屋市蓬左文庫所蔵）。

34 『増訂 武江年表』（図書刊行会、1912年）283頁。

月4日の辰の刻（午前7時から午前9時頃）過ぎに発生した駿河湾、遠州灘、野灘の各海底を震源域とする安政東海地震と、翌5日に生じた南海水道と四国南方沖を震源とする安政南海地震のことを示す。いずれの地震もマグニチュード8.4の巨大地震で、駿河国や伊勢国の太平洋沿岸、土佐国などの広い地域で烈震と大津波に見舞われた⁽³⁵⁾。

地震発生から4日後の11月8日に、小嶋権兵衛と貝谷権左衛門が連名で安政東南海地震の被害情報を伝達している

【史料11】⁽³⁶⁾

乍恐口上

当四日大地震ニ而大坂市中損所多く、崩家阿波座ニ而三、四拾軒斗、小久太郎町どぶ池ニ而式軒、南堀江四丁目拾四、五軒、堂島ニ而土蔵余程損、京町堀はね板橋辺ニ而五、六軒斗、貝谷町通・兵庫町辺七、八軒斗、尤出火いたし候得とも早々打消し申候、鰹座ニ而三、四軒、下寺町・中寺町余程つぶれ家相成申候同五日申中刻々四日同様ニ厳敷、崩家多分有之、在町ニ而三ヶ所程出火相成候得とも、早々相消申候、其後空とも地中ともなく雷の如く響渡り、市中一統恐怖仕候、則天保山沖より津波押来り、安治川舟場辺より老若男女数万人御城之番場江押寄せ、昼夜相凌申候、津波ニ而難所左ニ
沖の大船不残、内川へ押込、安治川橋・亀井橋、道頓堀川ニて日吉橋・汐見橋・幸ひ橋・住吉橋、堀江川・長堀川右皆々押破り橋落申候、地震凌キの為ニ川舟へ乗り、川中江夥敷出居候者共、見事ニ残らず押合、皆々大舟も破崩申候、死人何百人共相訳り不申候
一、河内・和州・紀州・泉州・城州とも右五ヶ所ハ手輕キ様子御座候、灘・兵庫右ニ准一、勢州山田辺凡三、四分通潰家相成、大湊神社・河崎・鳥羽何れも津浪ニ而流家多分有之、板坂・津辺右ニ准、白子・神戸・四日市辺崩家余程有之、桑名一向手輕、且上方道中筋手輕御座候
一、東道中筋々三州路手輕く、一、二分崩家有之、荒井・舞坂津浪ニ而余程荒れ、浜松一、二分通崩家ニ相成、見附三分通崩、袋井七分通焼、掛川丸焼、日坂三、四分通焼、藤枝三、四分通焼、府中半分程崩焼、江尻七、八分崩焼、清水湊半焼、由井沖・沖津^(興)二分通崩、蒲原丸焼

冒頭は大坂の被害から記載が始まっている。安政東海地震で大坂の町々の家屋が破損した。しかし、翌日の安政南海地震で同地に津波が押し寄せ、数万人の老若男女が大坂城の番場に避難したことや、津波によって安治川や道頓堀川などの河川に架かる橋梁が流失したことが記載されている。

また、河内国、和泉国、紀伊国、山城国における被害は比較的軽少であったことや、伊勢国山田（現・三重県伊勢市）では3、4割の家屋が倒壊したことや、河崎（現・三重県伊勢市）や鳥羽、松坂、津などでは津波によって流失した家屋が多く、白子と神戸（いずれも現・三重県鈴鹿市）、四日市では倒壊した家屋があるという。この他に東海道のうち三河国にあたる地域から府中宿（現・静岡県静岡市）までの被害が記載されている。以上のように小嶋・貝谷による被害報告は大坂や紀伊半島を中心に伝達されている。

これに対して、【史料11】と同じく11月8日付で、江戸の定飛脚問屋で大手である京屋弥兵衛の福嶋店らより、出羽国村山郡長瀨村（現・山形県東根市）を居所としていた長瀨藩の長瀨陣屋に伝達された安政東海地震の被害情報をみてみたい。

35 北原糸子・松浦律子・木村玲欧編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館、2012年）311～317頁。

36 「嘉永七甲寅年十一月四日大地震ニ付諸家様御届之写」（高木家（西高木家）文書、名古屋大学附属図書館所蔵）。

【史料12】⁽³⁷⁾

嘉永七寅年十一月四日辰刻、東海道筋大地震之事、右十一月四日辰刻大地震、小田原之宿内土蔵四、五拾ヶ所大痛ニ相成、箱根ノ宿七分通損じ、夫々往来留ニ相成、三嶋ノ宿人家不残潰れ、其上三嶋明神々西江五、六軒、東江式町程焼失ニ相成、沼津之御城御櫓崩れ并御長屋潰れ、沼津之宿人家潰れ、吉原ノ宿人家不残潰れ、原ノ宿ハ少々潰れ、由井^(比)ノ宿人家ハ津波大霰れ、伊藤・下田ハ津浪ニ而人家流れ漸六、七軒残り、府中御堀大損じ候由、府中之宿人家不残潰れ焼失ニ相成候由、岡部・丸子ハ人家大潰れ、藤枝ノ宿御城下焼失、藤枝御家中不残潰れ候由、其外宿々未タ相訳り不申候得共、大変成様子ニ御座候間、右之注進申上候、以上

寅十一月八日

福嶋

京屋 弥兵衛

同

西谷三次兵衛

京屋福嶋店らから伝えられた情報をみると、【史料11】の小嶋権兵衛・貝谷権左衛門による書上と異なり、主に東海道小田原宿から藤枝宿の被害状況や、伊東や下田といった伊豆半島の津波被害について記載されており、総じて駿河国東部から東側の地域について報じている。また【史料11】と異なり、安政南海地震における大坂の被害が一切記されていない。

こうして考えるに、11月8日の段階では、名古屋より東に位置する地域では、主に東海道のうち駿河国東部・中部に位置する宿場や伊豆半島の被害が伝えられた。その一方、名古屋では大坂などの畿内、紀伊半島の被害状況が発信されていたことがわかる。おそらく出羽国長瀬のような遠く東側に位置する地域では、安政南海地震に関わる情報はまだ伝達されていなかったのであろう。

なお【史料11】は西高木家に伝存した史料である。【史料11】と同様の記載は、水野正信の風説留「青窓紀聞 六十四⁽³⁸⁾」と安井重遠の風説留「嘉永甲寅震濤録⁽³⁹⁾」にも収録されている。

また、安政東南海地震に関わる諸大名による幕府宛の被害届などを書き写した風説留の「安政甲寅地震諸家届書⁽⁴⁰⁾」にも、【史料11】と同一の内容が書き写されている。この「安政甲寅震災諸家届書」は、小嶋権兵衛、貝谷権左衛門のほか、井野口屋半左衛門といった名古屋の飛脚問屋および飛脚取扱所による被災状況の届書が多数記載されている点や、この史料を収集した田中芳男が、安政3年(1856)に名古屋に出て、同地の蘭方医・本草学者で、尾張藩の種痘法取調も務めた伊藤圭介に師事した経歴から、名古屋で小嶋・貝谷による被害情報を収集したものと考えられる。

このほか、美濃国の地方史料にも【史料11】を写書した史料が残されている。美濃国恵那郡田代村(現・岐阜県恵那市)で村役人などを務めた玉木家には、「大地震ニ付諸家様々御届書写」⁽⁴¹⁾と題した史料が伝存されており、この史料の「三度飛脚小嶋権兵衛・貝谷権左衛門々届」との細目に、【史料11】とほぼ同じ内容が書き写されている。管見の限り、【史料11】は尾張国・美濃国以外の地域に伝存した史料に書き写されていない。以上のことから、11月8日付で小嶋権兵衛と貝谷権左衛門によってもたらされた安政東南海地震の被害情報は、尾張・美濃両国の

37 『東根市史編集資料 第21号 長瀬御役所日記(その3)』(東根市、1987年)151～152頁。

38 「青窓紀聞 六十四」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。

39 「嘉永甲寅震濤録」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。

40 「安政甲寅地震諸家届書」(東京大学総合図書館田中芳男文庫所蔵)。

41 『山岡町史 史料編上』(山岡町史編纂委員会、1978年)154～155頁。

みに伝達された情報であったことがうかがえる。

なお小嶋権兵衛の場合、【史料11】の他に安政東南海地震に関わる被害情報を伝えている。

【史料13】⁽⁴²⁾

藝州広島

当四日辰刻大地震五日申刻、同断六日中地震、七日大ゆり、尤四日・五日・六日晝迄ニ
廿五、六度震申候、其余度々震数取出来不申、居宅ニハ居不申、野宿いたし申候、同
所御矢倉大損し、皆々野宿ニ御座候、往来之橋落申候、此書面右地ニ而相認候由、為
知来申候

小嶋権兵衛

上記の史料は尾張藩祐筆安井重遠の風説留「嘉永甲寅震濤録」に収録されている小嶋権兵衛によって伝えられた広島の被害状況である。この情報は水野正信の風説留「青窓紀聞六十四」にも記録されている。

内容を見ると、広島では余震が続くため野宿を余儀なくされている状況であり、広島城の櫓も大破損し、往来の道に架かる橋梁も落下したという。なお、史料の最後には「此書面右地ニ而相認候由、為知来申候」とあることから、かかる被害報告は小嶋権兵衛側が実見した様子である可能性は高い。ただ、安政江戸地震の際のように別の飛脚から小嶋側へもたされた可能性もあり得る。いずれにせよ、飛脚自身が実見した被害状況が尾張藩家臣に伝えられたことには間違いなからう。

おわりに

小嶋権兵衛と貝谷権左衛門を事例に、両店における災害情報の発信・伝達とその特徴について検討した。小嶋・貝谷の両店は定飛脚問屋、三度飛脚問屋、順番飛脚問屋の飛脚取次所を担う傍ら、定飛脚問屋と三度飛脚問屋と相仕関係にあった。そうした一方で独自に江戸—京都—大坂への輸送事業を展開した。そのなかで交代寄合西高木家の御用達も務めるほか、尾張藩や隣国の美濃国に知行地を持つ領主層を顧客とした。

かかる顧客に向けて、小嶋と貝谷はそれぞれ災害情報の発信と伝達をおこなった。これら両店の災害情報は比較的正確なものであった。その一理由として、他の飛脚から情報を収集していたことが挙げられよう。

また【史料11】で検討したがごとく、安政東南海地震の際に小嶋と貝谷が伝達した情報の内容は、大坂など畿内や紀伊半島などの被害状況であった。それに対して、江戸の定飛脚問屋が伝達した情報は、概ね駿河国中部から東側に位置する地域の被害であった。地域によって伝えられる情報のエリアが異なることが明らかとなった。

一方、小嶋と貝谷による情報は主として尾張・美濃両国のみに伝達された。管見の限り、この2国以外で作成された災害にまつわる風説留や諸記録には、小嶋と貝谷による災害情報は記載されていない。いわば、小嶋と貝谷による災害情報は東海地域（とくに尾張国・美濃国）限定のローカルニュースであったと言える。

以上のように検討するなかである疑問が浮かぶ。【史料10】と【史料11】は小嶋と貝谷が連名で、災害情報を伝達・発信している。何故連名なのか。この両店は独自に飛脚業を展開する

42 前掲註(39)と同じ。

上で相仕関係であったのだろうか。小嶋権兵衛と貝谷権左衛門に関する史料は断片的なものに限られるが、災害情報の発信・伝達を含めた両店の災害対応について、今後もより一層検討していきたい。

(おかざき ゆうや 東洋大学大学院文学研究科史学専攻日本史学コース博士後期課程)